

申込みのしおり

令和8年度

福島市営墓地・墓所 使用者の募集

応募期間

令和8年10月1日(木)から

令和8年10月14日(水)まで

※ 窓口での応募は土・日・祝日を除く、
午前9時から午後5時までになります。

応募方法

- ①福島市オンライン申請
QRコードから
申請できます。



- ②環境衛生課窓口へ 持参
または 郵送(当日消印有効)

公開抽選

令和8年10月26日(月) 午後2時から
福島市市民センター 3階 313会議室

問い合わせ先

〒960-8601
福島市五老内町3番1号
福島市役所 環境衛生課 環境衛生係
TEL 024-573-2557



御山墓地 10区画



岩谷墓地 5区画



渡利墓地 5区画



天王寺墓地 3区画



新山霊園 25区画

目 次

令和8年度 応募から抽選まで -----	1
・ 応募資格の概要	
・ 応募に伴う注意事項	
令和8年度 福島市営墓地・墓所(霊園)の募集区画 --	2
当選から使用開始までの手続きについて (再斡旋) --	4
よくあるご質問 Q & A コーナー -----	5
公開抽選について -----	6
・ 公開抽選及び補欠者の取扱い	
・ 抽選結果の通知について	
抽選会場 -----	7
当選された方の使用許可手続きについて -----	8
・ 使用申請手続き	
・ 使用許可後の様々な変更手続きについて	
墓地や墓所をご使用いただくにあたって -----	9
・ 使用者の責務等	
・ 使用上の注意・制限等	
福島市墓地条例 -----	10
福島市墓地条例施行規則 -----	11
福島市新山霊園条例 -----	11
福島市新山霊園条例施行規則 -----	13
福島市営墓地・墓所(霊園)の所在地 -----	裏表紙
各墓地申込書	
御山墓地	しろ
岩谷墓地	みどり
渡利墓地	みずいろ
天王寺墓地	きいろ
新山霊園	ももいろ

令和8年度 応募から抽選まで

応募期間

10月1日(木)から10月14日(水)まで
環境衛生課窓口での応募は、土・日・祝日を除く、
午前9時から午後5時までになります。

◎応募資格の概要

資格要件 応募区分		申込者の居住要件	市営墓地・市営霊園の使用状況
A	御山墓地	応募時に市内に住所を有する方	令和8年9月1日現在で、市営墓地・墓所を使用されていない方。
B	岩谷墓地		
C	渡利墓地		
D	天王寺墓地		
E	新山霊園	居住条件はありませんが、市内に住所を有する方を優先します。 ※市外に住所を有する方は、市内に住所を有する代理人を選定してください。	※使用している方については、申込できません。

◎応募に伴う注意事項

- 1 応募する墓地・墓所は現地を必ずご確認ください。（現状引き渡しになります。）
- 2 応募資格を確認し、福島市オンライン申請フォームから申請、または所定の様式（専用申込書）にボールペン又は万年筆で必要事項を記入し、環境衛生課の窓口へ持参か郵送で提出してください。
応募は、1世帯につき1区画のみです。
- 3 遺骨のある方は、申込の際に”遺骨の有無”を有としてください。なお、一度もお墓等に遺骨を埋めたことがないものに限りです。
- 4 応募回数について不明な場合は、窓口等で確認できます。
（以前、当選し辞退した場合は回数に含まれません。）
- 5 応募多数の場合、優先順位がございますので、詳しくは6ページをご覧ください。
- 6 申込みが無かった区画の再斡旋について
抽選で当選しなかった方に申込が無かった墓地・霊園（区画）の斡旋を行います。
詳しくは4ページをご覧ください。
- 7 応募後「申込者」の変更はできません。
- 8 申込書の記載内容が事実と異なっていることが明らかになった場合は、失格となります。
- 9 市外に住所を有する方が、新山霊園を申し込む場合には、市内に住所を有する代理人の選定が必要です。福島市オンライン申請で申し込む場合、あらかじめ代理人の同意を得てからの手続きをお願いいたします。窓口や郵送で申し込む場合、新山霊園申込書の代理人欄に代理人の署名を受けたものを提出してください。
なお、申込者が複数の場合、市内に住所を有する方が優先になります。
- 10 当選された方は、申請者の住民票（本籍、世帯全員分の記載有）を申請書に添付して提出してください。
遺骨有の場合は、埋・火葬許可証等の原本を提示してください。
代理人がいる場合、代理人の住民票（本籍記載有）も添付してください。
申込内容の確認を行います。

応募件数の閲覧

応募期間中であれば、窓口でのみ
「区画ごとの応募件数の閲覧」ができます。

なお、都合によって、応募を取下げずの場合は、10月16日（金）まで環境衛生課の窓口にて受付完了メールの提示か抽選整理券を持参のうえ、取下げの手続きを取ってください。

区画の申込者が複数の場合、区画毎の抽選となります。
抽選方法については、6ページ「公開抽選について」をご参照ください。

公開抽選

10月26日（月） 午後2時より 約1時間
場所：福島市市民センター 3階 313会議室

※抽選会への参加は自由です。

※抽選によらず決定した方には、抽選会前に結果を送付いたします。

令和8年度 福島市営墓地・墓所(霊園)の募集区画

区分	No.	墓地名及び区画 番号	面積	使用料	備考
A	1	御山墓地 第1区 第4号	13.2㎡	280,000円	
	2	御山墓地 第1区 第145号	13.2㎡	280,000円	
	3	御山墓地 第3区 第25号	6.6㎡	140,000円	
	4	御山墓地 第3区 第77号	13.2㎡	280,000円	
	5	御山墓地 第3区 第87-1号	6.6㎡	140,000円	
	6	御山墓地 第3区 第87-2号	6.6㎡	140,000円	
	7	御山墓地 第4区 第24号	8.5㎡	210,000円	
	8	御山墓地 第4区 第152号	6.6㎡	140,000円	
	9	御山墓地 第4区 第195号	9.9㎡	210,000円	
	10	御山墓地 第6区 第295号	5.28㎡	140,000円	
B	1	岩谷墓地 第1区 第204-1号	6.6㎡	132,000円	
	2	岩谷墓地 第1区 第204-2号	6.6㎡	132,000円	
	3	岩谷墓地 第1区 第394-1号	6.6㎡	132,000円	
	4	岩谷墓地 第1区 第394-2号	6.6㎡	132,000円	
	5	岩谷墓地 第1区 第395号	6.6㎡	132,000円	
C	1	渡利墓地 第1区 第153号	9.4㎡	132,000円	
	2	渡利墓地 第1区 第154-3号	6.6㎡	88,000円	
	3	渡利墓地 第1区 第220号	9.3㎡	132,000円	
	4	渡利墓地 第2区 第440号	13.2㎡	176,000円	
	5	渡利墓地 第3区 第763号	9.1㎡	132,000円	
D	1	天王寺墓地 第106号	6.0㎡	100,000円	
	2	天王寺墓地 第110号	6.0㎡	100,000円	
	3	天王寺墓地 第113号	6.0㎡	100,000円	

申込区分	墓地名	施設	募集数	使用料	申込書の色
A	御山墓地	埋葬、埋蔵施設(返還)	10区画	140,000～280,000円	しろ
B	岩谷墓地	埋葬、埋蔵施設(返還)	5区画	132,000円	みどり
C	渡利墓地	埋葬、埋蔵施設(返還)	5区画	88,000～176,000円	みずいろ
D	天王寺墓地	埋葬、埋蔵施設(返還)	3区画	100,000円	きいろ
施設のご案内 一般的な平面(ひな壇)式の墓地で、区画割して貸し付けています。 墓石等は設置されておりません。(一部の墓地は既存の基礎あり) 再貸付(返還)施設です。					

※現状引き渡しとなりますので、必ず現地をご確認ください。

区分	No.	墓所名称及び種・区・号	面積	使用料	管理料（10年分）
E	1	新山霊園 第1種 第1区 第165号	4 m ²	350,000 円	10,000 円
	2	新山霊園 第1種 第1区 第214号	4 m ²	350,000 円	10,000 円
	3	新山霊園 第1種 第2区 第350号	4 m ²	350,000 円	10,000 円
	4	新山霊園 第1種 第2区 第370号	4 m ²	350,000 円	10,000 円
	5	新山霊園 第1種 第2区 第503号	4 m ²	350,000 円	10,000 円
	6	新山霊園 第1種 第2区 第528号	4 m ²	350,000 円	10,000 円
	7	新山霊園 第1種 第3区 第305号	4 m ²	350,000 円	10,000 円
	8	新山霊園 第1種 第6区 第25号	4 m ²	350,000 円	10,000 円
	9	新山霊園 第1種 第6区 第53号	4 m ²	350,000 円	10,000 円
	10	新山霊園 第1種 第6区 第106号	4 m ²	350,000 円	10,000 円
	11	新山霊園 第2種 第1区 第70号	6 m ²	400,000 円	10,000 円
	12	新山霊園 第2種 第1区 第132号	6 m ²	400,000 円	10,000 円
	13	新山霊園 第2種 第1区 第151号	6 m ²	400,000 円	10,000 円
	14	新山霊園 第2種 第2区 第505号	6 m ²	400,000 円	10,000 円
	15	新山霊園 第2種 第3区 第728号	6 m ²	400,000 円	10,000 円
	16	新山霊園 第2種 第5区 第802号	6 m ²	400,000 円	10,000 円
	17	新山霊園 第2種 第6区 第135号	6 m ²	400,000 円	10,000 円
	18	新山霊園 第2種 第6区 第168号	6 m ²	400,000 円	10,000 円
	19	新山霊園 第2種 第6区 第182号	6 m ²	400,000 円	10,000 円
	20	新山霊園 第2種 第8区 第73号	6 m ²	400,000 円	10,000 円
	21	新山霊園 第2種 第8区 第123号	6 m ²	400,000 円	10,000 円
	22	新山霊園 第2種 第8区 第188号	6 m ²	400,000 円	10,000 円
	23	新山霊園 第3種 第2区 第10号	12 m ²	500,000 円	20,000 円
	24	新山霊園 第5種 第1区 第18号	16 m ²	660,000 円	25,000 円
	25	新山霊園 第5種 第2区 第33号	16 m ²	660,000 円	25,000 円

申込区分	墓所名	施設	募集数	使用料 + 10年分管理料	申込書の色
E	新山霊園	埋蔵施設 1種（返還）	10区画	350,000円 + 10,000円	ももいろ
		埋蔵施設 2種（返還）	12区画	400,000円 + 10,000円	
		埋蔵施設 3種（返還）	1区画	500,000円 + 20,000円	
		埋蔵施設 5種（返還）	2区画	660,000円 + 25,000円	

1種 4平米の砂利敷き施設が等間隔に配置されています。 区画内にカロート(納骨室)、芝台、竿石(墓石)が設置されています。 竿石の刻字、香炉等の設置は使用者の負担になります。 施設の高さは、0.65メートルを超えないこと。 管理料は10年分を許可時に一括でお支払いいただきます。	
2種 6平米の砂利敷き施設が等間隔に配置されています。 区画内にカロート(納骨室)、茶水台、芝台が設置されています。 竿石(墓石)、香炉等の設置は使用者の負担になります。 施設の高さは、0.65メートルを超えないこと。 管理料は10年分を許可時に一括でお支払いいただきます。	
3種 12平米の施設が等間隔に配置されています。 区画はコンクリート石積みで、壇が作られています。 カロート(納骨室)、竿石(墓石)、香炉等の施設設置は使用者の負担になります。 施設の設置については高さ等の制限があります。(詳しくは条例施行規則を参照) 管理料は10年分を許可時に一括でお支払いいただきます。	
5種 16平米の施設が等間隔に配置されています。 区画はコンクリート石積みで囲われており、カロート(納骨室)、竿石(墓石)、香炉等の施設設置は使用者の負担になります。 施設の高さは、2メートルを超えないこと。 管理料は10年分を許可時に一括でお支払いいただきます。	

当選から使用開始までの手続きについて（再幹旋）

抽選結果通知

10月30日（金） 発送予定

申込をいただいた方全員へ抽選結果（当選・補欠）を通知します。
当選された方には、使用許可申請書等を同封いたします。

再幹旋

当選しなかった方へ応募のなかった区画を
再幹旋いたします

抽選結果に併せて、今年度募集区画で申込者がいない墓地の
区画を案内する「再幹旋案内書」を同封します。

再幹旋区画が無い場合、「再幹旋案内書」に代えて「お知らせ」を
同封します。

希望する方は、11月13日（金）12時まで、環境衛生課窓口へ直接
申込みください。

申込者が複数の場合は11月13日（金）13時以降に抽選となります。

なお、再幹旋を受けて当選し「使用許可申請」をした場合、当初
申込まれた区画の「補欠者」の資格はなくなります。

辞退の届出

当選後に使用を辞退する場合は、

11月13日（金）まで 郵送又は、環境衛生課窓口までに
同封の辞退届を提出してください。

※ 8ページ「使用許可手続きについて」を参照してください。

使用許可申請書の提出

11月13日（金）までに、環境衛生課窓口へ持参ください。
使用料等の納入通知書を作成し、お渡しします。

当選の無効

11月13日（金）までに申請書を提出されない場合、
当選は無効となります。

使用料・管理料納入

使用許可申請日から14日以内に、使用料・管理料を
市指定金融機関で納めてください。

許可書の交付

使用許可申請日から14日以内に、環境衛生課窓口へ
（使用料・管理料）支払済み証を提示し、許可証の交付
を受けてください。

墓地・墓所の使用可能日

使用許可日以降（使用許可証をお渡した後）、ご使用
いただけます。

補欠者への幹旋

当選者の辞退があった場合、該当区画の上位補欠者から
順次通知を行います。 通知の日から15日以内に、当選された
場合を参考にして手続きを行ってください。

その他

氏名に常用漢字以外の漢字が含まれる場合、類似の文字に書き換えて取り扱うことが
ありますのでご了承願います。

当選された場合

よくあるご質問 Q & A コーナー

- Q 遺骨の有無について、現在遠方の寺に埋蔵されていますが「改葬」を計画しています。このような場合には、遺骨有になりますか？
- A ご質問の場合は有に該当しません。一度も埋蔵・収蔵したことのない遺骨で自宅での安置や寺院等に仮安置しており、かつ、“死体火葬許可証（火葬済み証印があるもの）”を提示できる方が「有」になります。
- Q 遺骨が手元に2つあります。2区画申込むことはできますか？
- A 申込は1世帯1区画になります。
- Q 遺骨がありますが、同じ火葬許可証を使用し兄弟姉妹で申し込むことはできますか？
- A 遺骨（火葬許可証）有りて申込みできるのは、1名のみです。その他の兄弟姉妹の方が別世帯であれば、遺骨無しでの申込みとなります。同一世帯では、申込みできません。
- Q 別世帯であれば私と、子供がそれぞれ申込むことはできますか？
- A 申込みは1世帯1区画ですので、別世帯であれば申込みは可能です。
- Q 申込者本人でなくとも申込むことはできますか？
- A 家族の方が代行して申込みは可能です。
- Q 応募の状況を電話で確認したいのですが？
- A 環境衛生課の窓口にて応募期間中であれば、応募状況を閲覧することは可能ですが、電話での照会はできません。
また、締切り後の応募状況については、お答えできません。
(申込状況の公表は、公開抽選会場にて当日午後2時以降になります。)
- Q 抽選で当選したとき、申込者を変更できますか？
- A 申込者の変更はできません。
特に新山霊園の申込者は、申込み後に死亡した場合以外変更できませんので、応募する場合は申込者について、よくご検討ください。
- Q 使用料・管理料を分割して支払うことは可能ですか？
- A 墓地条例や新山霊園条例で、使用許可の前に一括しての納入と定められています。
納付書の納入期限は発行日から、14日間になりますので、ご注意ください。
- Q 使用許可を受けた後の手続はありますか？
- A 使用許可後の届出事項の変更は、8ページ「使用許可後の様々な変更手続きについて」を参照してください。
また、施設工事の注意事項や埋蔵するときの届出は、9ページを参照してください。
- Q 指定の石材店などはありますか？
- A 指定の石材店(工事店)はありません、墓碑施設工事には届出が必要になります。
また、区画によって制限が異なりますので、9ページを参照してください。
- Q 返還墓地の紹介なのですが、返還の理由はなんですか？
- A 様々な理由がありますが、高齢又は遠方になった等や、永代供養のため等で改葬されて返還をする方が多いです。

個人情報の取扱いについて

申込の際に頂いた個人情報につきましては、当募集に関わるご案内のみに使用します。また、お預かりした個人情報はその保護について万全を期すとともに、ご本人の同意なしに第三者に開示・提供することはありません。
但し、法令等により開示を求められた場合を除きます。

公開抽選について

公開抽選及び補欠者の取扱い

■ 受付番号通知

有効な申込に対し、令和8年10月1日（木）以降、受付番号を通知します。
※福島市オンライン申請で申し込みをした場合、メールにて受付番号を通知いたします。
申込書を環境衛生課窓口へ持参または郵送で提出した場合、申込書の下段「抽選整理券」に受付番号を記してお返しします。

■ 公開抽選

募集した各区画毎に申込者複数の場合は、当選者を抽選で決定します。また、単独の応募者（当選者）の発表を行います。
抽選会への参加を希望される方は、当日会場にお越しください。（抽選会への参加は、当選・落選には関係ありません。）

1 期 日 令和8年10月26日（月） 午後2時から

2 場 所 福島市市民センター 3階 313会議室（福島市五老内町3-1）

3 抽選方法 回転式抽選器により、各墓地・霊園区画毎に優先順位により抽選を行います。

優先順位 1位 ・遺骨を有する、本市の住民基本台帳に登録されている申込者。
・今回の申込みが3回目またはそれ以上の、本市の住民基本台帳に登録されている申込者。

優先順位 2位 上記1位以外の、本市の住民基本台帳に登録されている申込者。

優先順位 3位 上記1位、2位以外の申込者。

補欠の抽選 当選者以外の方を「補欠者」として「補欠」の順位を決定します。
各墓地・霊園毎に上記の優先順位①、②、③毎に抽選を行い補欠順位（各墓地・霊園毎）を付け、これを基に各区画の順位を付けます。
区画当選者が辞退した場合、該当区画の順位により通知します。

4 無抽選結果の発表

令和8年10月26日（月）午後2時以降抽選会終了まで、抽選会場で無抽選区画（単独応募区画）を発表（掲示）します。

5 抽選結果の発表

令和8年10月26日（月）午後2時以降抽選会終了まで、抽選会場で抽選を行いながら発表（掲示）します。
※抽選会終了後の電話による抽選結果のお問い合わせはお受けしていません。

6 抽選結果の通知

令和8年10月30日（金）付で、抽選の結果「当選・補欠（補欠順位）」を郵送でお知らせする予定です。
併せて、当選されない方に、申込が無かった墓地区画をご案内します。

7 補欠者の繰上げ当選

当選を辞退された方や期間までに手続きを取らない方がいた場合、公開抽選で決定された補欠順位（区画毎）の上位の方から順に、繰り上げて当選とします。
繰上げ当選となった方へ、順次通知します。
補欠者の有効期間満了は、令和9年3月末日です。

抽選会場

抽選会の参加は自由で、当落には関係ありません。

令和8年10月26日（月） 午後2時

福島市市民センター 3階 313会議室
（住所：福島市五老内町3-1）



当選された方の使用許可手続きについて

◎使用申請手続き

■ 使用許可申請書の提出期限

当選通知を受けた方は、同封の墓地・墓所使用許可申請書に記入し、下記の添付書類と併せて、令和8年11月13日（金）までに環境衛生課窓口へ直接提出してください。

当選した方	遺骨の有無	添付書類
福島市内に住所を有する申込者	あり	①申込者の住民票（本籍地、世帯全員分の記載有） ②埋・火葬許可証等の原本
	なし	①申込者の住民票（本籍地、世帯全員分の記載有）
福島市外に住所を有する申込者	あり	①申込者の住民票（本籍地、世帯全員分の記載有） ②代理人の住民票（本籍地の記載有） ③埋・火葬許可証等の原本
	なし	①申込者の住民票（本籍地、世帯全員分の記載有） ②代理人の住民票（本籍地の記載有）

使用料等をお支払いいただく納付書を発行します。

■ 納付書の納入場所と納入期限

市内の金融機関（ゆうちょ銀行を除きます）でお支払ができます。

納付書の有効期間は、発効日を含め14日間ですので、納入期限内にお納めください。

（納入期限を過ぎますと、金融機関でのお取り扱いが出来なくなり、また、墓地・墓所使用許可申請が取り消されます。）

■ 使用許可証交付の期限

使用許可申請から14日以内に、環境衛生課窓口の使用料・管理料支払い済み書（金融機関領収）を持参のうえ、使用許可証の交付を受けてください。

墓地・墓所は使用許可証の交付後使用できます。

■ 使用許可後の返還

使用許可後都合により返還する場合は、墓地については三年以内であれば既納の使用料の2分の1に相当する額を還付します。墓所については許可後未使用かつ三年以内で使用料の2分の1に相当する額を還付します。（管理料については還付しない）

◎使用許可後の様々な変更手続きについて

■ 墓地・墓所使用許可証「再交付」の手続き

墓地・墓所使用許可証は、工事を行う場合に提示が必要ですので、見当たらない場合は、環境衛生課で再交付の手続きを行ってください。

■ 墓地・墓所使用許可変更「本籍・住所・氏名」の手続き

許可を受けた後、住所の変更や、お名前を変更したときは、変更の手続きが必要です。

■ 墓地・墓所使用許可承継「名義変更」の手続き

使用権者が亡くなった場合は、祭祀を承継する方へ名義の変更が必要です。

■ 墓地・墓所使用許可「返還」の手続き

他の墓地などへの改葬や、お住まいの変更等に伴い、墓地・墓所を使用しなくなったときは、原状回復のうえ、市に返還いただきます。

詳しくは、環境衛生課 環境衛生係までご連絡ください。

電話番号 024-573-2557

墓地や墓所をご使用いただくにあたって

◎使用者の責務等

市営墓地・墓所（霊園）の利用者は、「墓地、埋葬に関する法律」、「同施行規則」、「福島市墓地条例」、「同施行規則」、「福島市新山霊園条例」、「同施行規則」等に定める規定を遵守し、適正に使用しなければなりません。

- 1 使用施設を他の者に転貸したり、譲渡することはできません。
墓碑を建設する場合は、一墓地・墓所に一墓碑です。
- 2 利用者の死亡等により、利用者の地位を承継する場合は、遅滞なく申請し、その許可を受けなければなりません。
- 3 施設を使用しなくなったときは、ただちに返還を届け出るとともに、施設を原状に回復しなければなりません。（工事費は利用者の負担となります）
- 4 次に該当するときは、使用許可の取消等の処分を行うことができます。
 - （1） 利用者が死亡した日から起算して三年を経過しても祭祀を主宰する者がいないとき
 - （2） 利用者が住所不明になって七年を経過したとき
 - （3） 利用者が許可を受けた目的以外に使用したとき

◎使用上の注意・制限等

■ 墓地（御山墓地・岩谷墓地・渡利墓地・天王寺墓地）

この施設は再貸付施設であるため、墓石等の設置に際しては利用者の負担により、整地工事が必要になる場合があります。その際には墓碑柵垣等建設（改築）届の提出が必要になります。墓地利用者が、埋葬埋蔵及び改葬を行うときは、使用許可証を提示し、埋・火葬、改葬許可証を提出しなければなりません。

詳しくは、福島市墓地条例及び福島市墓地条例施行規則をご覧ください。

■ 墓所（新山霊園 第1種） （再貸付施設）

この施設は、カロート（納骨室）と竿石（洋型墓碑）が設置されており、刻字が可能（利用者の負担）です。

■ 墓所（新山霊園 第2種） （再貸付施設）

この施設は、カロート（納骨室）と茶水石（カロートの蓋）・芝石（竿石の設置場所）が設置されておりますが竿石の設置は利用者の負担です。

■ 墓所（新山霊園 第3種、第5種） （再貸付施設）

この施設は、コンクリート石積で、檀が作られています。カロート（納骨室）、竿石（墓石）等の施設設置は利用者の負担になります。

墓所には、火葬しない死体（胎）を埋葬することはできません。

墓所利用者が、埋蔵及び改葬を行うときは、使用許可証を提示し、火葬・改葬許可証を提出しなければなりません。

新たな施設の設置を行う場合は、さまざまな制限があり、届出が必要です。

詳しくは、福島市新山霊園条例及び福島市新山霊園条例施行規則をご覧ください。

(設 置)

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条第1項の規定より、市民の利用に供するため、福島市墓地(以下「墓地」という。)を設置する。

(名 称)

第2条 墓地は、次のとおりとする。

御山墓地
岩谷墓地
渡利墓地
天王寺墓地

(管 理)

第3条 墓地は、法令その他に別段の定めあるものを除くほか、この条例の定めるところにより市長が管理する。

(使用の許可)

第4条 墓地を使用しようとする者は、この条例の定めるところにより市長の許可を受けなければならない。

(使用者の資格)

第5条 墓地を使用することができる者は、本市に住所を有するものでなければならない。ただし、使用許可後市外に住所を移動した者及び市外に住所を有する者で市長が相当の理由があると認めたときは、この限りでない。

(使用の目的)

第6条 墓地は、墳墓の用に供する目的、又は碑石類の建設以外に使用することはできない。

(使用の制限及び命令)

第7条 市長は、墓地の維持管理上必要があると認めたときは、墓地の使用許可を受けた者(以下「使用者」という。)に対して、その使用に関し制限又は条件を付けることができる。又市長は、墓地の経営上又は事業施行のためやむを得ないときは、使用者に対し相当の期間を定め埋葬場所の移転を命ずることができる。ただし、埋葬場所の移転を命じた場合は、これに代る替地を指定し、かつ、移転によって通常生ずる損害を補償するものとする。

(許可の取消)

第8条 使用者が次の各号の一に該当する場合は、市長は使用許可を取消することができる。

- 一 使用者が死亡した日から起算し三年を経過しても祭祀を主宰する者がいないとき
- 二 使用者が許可を受けた日から三年を経過してもその後なお使用する見込がないとき
- 三 使用者が住所不明になって七年を経過したとき
- 四 使用者が許可を受けた目的以外に使用したとき
- 五 その他、この条例若しくはこれに基づく規則に違反したとき

2 市長は前項第四号及び第五号の規定により使用許可を取消したときは、使用者をしてその場所を原状に復して返還させることができる。

3 使用者が前項の措置を行わない場合は、市長がこれを代行し、その費用を使用者から徴収する。

(使用墓地の承継及び譲渡)

第9条 使用者は、次の各号の一に該当する場合でなければその使用を承継し又は譲渡することができない。

- 一 使用者の相続人(相続人のないときは市長から特に許可を受けた親族又は縁故者)が承継するとき。
- 二 使用者からその親族又は縁故者に譲渡するとき。

2 前項各号の一に該当しその使用を承継し又は譲渡しようとするときは、市長の承認又は許可を受けなければならない。

(使用墓地の返還)

第10条 使用者は、使用場所が不要になったときは、直ちに市長に届出をし、その場所を原状に復して返還しなければならない。ただし、市長の承認を受けたときは現状のまま返還することができる。

(使用料)

第11条 墓地使用料(以下「使用料」という。)は、別表に定める額とする。

2 使用料は、使用許可の際その全額を一時に徴収する。

3 既納の使用料はこれを還付しない。ただし、使用者が使用許可を受けた後三年以内にその墓地の全部を返還したときは、既納の使用料の二分の一に相当する金額を還付する。

(手数料)

第12条 次の各号の一に該当する場合は、手数料を納入しなければならない。

- 一 第9条第2項の規定により市長の承認又は許可を受けるとき 1件につき 300円
- 二 使用許可証を亡失又は汚損し、再交付を受けるとき 1件につき 300円

(委任事項)

第13条 この条例の施行について必要な事項は、市長が定める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行し、昭和32年4月1日から適用する。
- 2 この条例施行の際、現に使用許可を受けている者は、この条例によって許可を受けたものとみなす。
- 3 福島市墓地使用条例(明治41年1月設定)は、廃止する。

別 表

種 類	1区画の使用料				
	3.3平方メートル以内	6.6平方メートル以内	9.9平方メートル以内	13.2平方メートル以内	16.5平方メートル以内
御山墓地	70,000円	140,000円	210,000円	280,000円	350,000円
岩谷墓地	66,000円	132,000円	198,000円	264,000円	330,000円
渡利墓地	44,000円	88,000円	132,000円	176,000円	220,000円
天王寺墓地	50,000円	100,000円	150,000円	200,000円	250,000円

(目 的)

第1条 この規則は、福島市墓地条例(昭和32年条例第13号、以下「条例」という。)の施行について、必要な事項を定めることを目的とする。

(使用許可申請の手続)

第2条 条例第4条の規定により、墓地の使用許可を受けようとする者は、別記第1号様式による申請書を市長に提出しなければならない。

2 同一の墓地区画の使用につき、申請が競合したときは、抽選により許可する者を定めるものとする。

3 市長は、墓地の使用を許可したときは、別記第2号様式の使用許可証を交付する。

(本籍等の変更届)

第3条 墓地の使用許可を受けた者(以下「使用者」という。)が本籍、住所、氏名又は名称を変更したときは、速やかに別記第3号様式の届書に使用許可証を添えて市長に提出し、使用許可証の訂正を受けなければならない。

(使用許可証の再交付)

第4条 使用許可証を亡失又はき損したときは、別記第4号様式の申請書を市長に提出して再交付を受けなければならない。

(墓地の維持)

第5条 使用者は、常に墓碑その他の施設を良好な状態に維持し、破損又は異常を生じ隣接地若しくは道路に障害を及ぼす虞れがあるときは、速やかに適当な措置をしなければならない。

(墓地の維持)

第6条 条例第7条の規定による墓地の使用制限は、概ね次の通りとする。

- 一 墓碑、碑石その他工作物の高さは二米を越えないこと。
- 二 植樹は常に二米以内に整形し、隣接地又は通路に障害を及ぼす虞れのないようにすること。
- 三 上屋類、板塀及び四ツ目垣でない竹類の施設をしないこと。

(設備の建設届出)

第7条 使用者が、碑石類を建設又は改築しようとするときは、別記第15号様式の届書に図面を添えて市長に提出し、しゅん功したときは、報告しなければならない。

(埋葬等の届出)

第8条 使用者が、死体焼骨等の埋葬、埋蔵及び改葬をするときは、あらかじめ当該墓地の管理者に申出なければならない。

(許可取消の告示)

第9条 条例第8条第1項第1号及び第3号の規定により墓地の使用許可を取消すときは、告示するものとする。

(使用承継の申請)

第10条 条例第9条の規定により墓地を承継又は譲渡しようとする者は、別記第6号様式の申請書に使用許可証及び戸籍謄本又は事実を説明する書類を添えて、市長に届け出なければならない。

2 市長は前項の申請を承認又は許可したときは、使用許可証を書替え承継者又は譲受者に交付する。

(返 還)

第11条 条例第10条の規定により墓地を返還するときは、別記第7号様式の届書に使用許可証を添えて提出しなければならない。

2 前項の場合において、条第11条例第3項の規定に該当するときは、別記第8号様式の還付請求書をあわせて提出しなければならない。

附 則

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 第7条第1号から第3号までの規定は、この規則施行の際現に設備してあるものに限り適用しない。

福島市新山霊園条例

昭和46年3月25日条例第24号

(設 置)

第1条 墓地、埋葬等に関する法律(昭和23年法律第48号)及び地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条第1項の規定に基づき、焼骨を埋蔵するため、墓地を設置する。

(墓地の名称及び位置)

第2条 墓地の名称及び位置は、次とおりとする。

名 称 福島市新山霊園

位 置 福島市岡部字新山3番地外

(使用の許可及び条件)

第3条 福島市新山霊園(以下「霊園」という。)を使用しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。

2 使用は、霊園の管理上必要があると認めるときは、前項の許可をする際にその使用について条件を付することができる。

3 第1項の許可は、規則で定める使用許可証を交付して行う。

(代理人の選定の届出及び義務)

第4条 前条の許可を受けようとする者で本市外に住所を有するものは申請の際に、又は前条の許可を受けた者で本市外に住所を移動するものは、すみやかに本市に居住する代理人を選定し市長に届け出なければならない。

2 前項の代理人は、使用者に代って、この条例及びこの条例に基づく規則に定める一切の義務を負うものとする。

(墓 所)

第5条 霊園の墓所は、自由区域及び規制区域とし、墓碑等の設置及び規格については、市長が別に定めるものとする。

2 墓所の使用は、一使用者につき一区画とする。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、市長が認める区画を使用させることができる。

(使用料)

第6条 墓所の使用料及び管理料は別表のとおりとする。

2 使用料は、使用許可の際に納入しなければならない。

3 管理料は使用許可の際に10年分を前納しなければならない。

(使用料等の返還)

第7条 既納の使用料及び管理料は、返還しない。ただし、未使用の墓所について使用者が使用許可を受けてから3年以内に使用場所の全部を返還したときは、既納の使用料の二分の一に相当する金額を還付することができる。

(手数料)

第8条 次の各号の一に該当する場合は、手数料を納入しなければならない。

一 第3条第3項の規定に基づき交付を受けた使用許可証を亡失又はき損し、再交付を受けるとき。

1件につき 300円

二 第12条の規定に基づき墓所の承継の許可を受けるとき。

1件につき 300円

(使用場所変更措置)

第9条 市長は、霊園の管理上必要があるときは、使用者に対し、その使用場所を変更させることができる。

2 市長は、前項の規定により使用場所を変更させたときは、換地を指定し、かつ、移転によって通常生ずる損失を補償しなければならない。

(使用許可の取消し)

第10条 市長は、使用者が次の各号の一に該当するときは、霊園の使用許可を取り消すことができる。

一 許可を受けた使用目的以外に使用したとき。

二 使用権を譲渡し、又は使用場所を転賃したとき。

三 この条例又はこの条例に基づく規則若しくは使用許可の条件に違反したとき。

(使用場所の返還)

第11条 使用者は、その使用を終ったとき、若しくは使用場所が不用となったとき、又は使用許可を取り消されたときは、直ちにこれを原状に回復して返還しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めたときは、この限りでない。

2 使用者が、前項本文の規定による義務を履行しないときは、市長がこれを代行し、使用者からその費用を徴収する。

(使用権の承継)

第12条 使用者が死亡したときは、その承継人(親族及び縁故者を含む。)は、市長の許可を受けて使用権の承継をすることができる。

(使用権の消滅)

第13条 使用権は、使用者が次の各号の一に該当するときは、消滅するものとする。

一 使用者が死亡し、祭事を主宰する者がいないとき。

二 所在不明になって7年を経過したとき。

(無縁墓所の改葬)

第14条 市長は、前条の規定によりその使用権が消滅したときは、その墓所を一定の場所に改葬することができる。

(行為の禁止)

第15条 霊園においては、次の各号に掲げる行為をしてはならない。ただし、第1号及び第2号を除くほか、市長が特に必要があると認めたときは、この限りでない。

一 霊園の施設を損傷し、又は汚損すること。

二 ごみその他の汚物を捨てること。

三 樹木を伐採し、又は植物を採取すること。

四 土地の形質を変更し、又は土石類を採取すること。

五 はり紙若しくははり札をし、又は広告を表示すること。

六 指定した以外の場所に諸車類を入れること。

(委 任)

第16条

この条例の施行について必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、昭和46年4月1日から施行する。

別表(第6条関係)

区 分	墓所面積	構造	使用料	管理料
規制区域	4平方メートル	骨堂及び石碑付	350,000円	年 1,000円
	6平方メートル	骨堂及び台石付	400,000円	年 1,000円
自由区域	12平方メートル	周囲コンクリート石積	500,000円	年 2,000円
	16平方メートル	周囲コンクリート石積	660,000円	年 2,500円

(趣 旨)

第1条 この規則は、福島市新山霊園条例(昭和46年条例第24号)(以下「条例」という。)第16条の規定に基づき、新山霊園の墓所の使用に関して必要な事項を定めるものとする。

(使用申請)

第2条 条例第3条第1項の規定により、墓所の使用許可を受けようとする者は墓所使用許可申請書(第1号様式)に本籍及び住所を証明する書類を添えて市長に提出しなければならない。

2 条例第3条第3項の規定により交付する使用許可証は、墓所使用許可証(第2号様式)とする。

(本籍、住所等変更の届)

第3条 使用者は、本籍、住所及び氏名に変更があったときは、墓所使用者、本籍、住所、氏名等変更届(第3号様式)に戸籍関係を証明する書類を添えて市長に届け出なければならない。

(使用許可証の再交付)

第4条 使用許可証を亡失又はき損したときは、墓所使用許可証再交付申請書(第4号様式)を市長に提出して再交付を受けなければならない。

(埋葬禁止)

第5条 墓所には火葬しない死体(胎)を埋葬することはできない。

(墓所の返還)

第6条 条例第11条の規定により墓所を返還するときは、使用墓所返還届(第5号様式)に使用許可証を添えて提出しなければならない。

2 前項の場合において、条例第7条ただし書の規定に該当するときは、墓所使用料還付請求書(第6号様式)をあわせて提出しなければならない。

(承継申請)

第7条 条例第12条規定により墓所の承継の許可を受けようとする者は、墓所使用者名義変更許可申請書(第7号様式)に前使用者の使用許可証及び承継原因を証明する書類を添えて市長に提出しなければならない。

(施設の制限)

第8条 使用許可を受けた墓所に施設を設けようとする場合のその規格等については、次に定める基準によらなければならない。

一 規制区域(墓所)

ア 墓碑及びこれに類する施設の高さは、0.65メートルを越えないこと。

イ 植樹は、2メートル以内の整形したもの及び0.3メートル以内の灌木とする。

ウ 囲い及び門柱に類する施設は、これを設けてはならない。

エ 納骨施設は、地下式とする。ただし、市長がやむを得ない事情があると認める場合は、この限りでない。

オ 納骨施設の面積は、墓所面積の2割以内とする。

二 自由区域(墓所)

ア 墓所及びこれに類する施設の高さは、2メートルを越えないこと。

イ 植樹は、2メートル以内に整形し、隣接地又は通路に障害を及ぼさないこと。

ウ 囲いの施設をするときは、その高さを0.6メートル以内とし、門柱及びこれに類する施設の高さは、0.9メートル以内とする。

エ 地上納骨施設の面積は、墓所面積の2割以内とし高さは、1メートル以内とする。

(施設工事許可申請)

第9条 使用許可を受けた墓所に碑石等の施設をしようとするとき、又は変更しようとするときは、施設工事(変更)許可申請書(第8号様式)に設計図書、その他必要な書類に添えて市長に提出し許可を受ける竣功の際は市長に届け出なければならない。

(許可証の提示)

第10条 墓所の使用者は、つぎの各号の一に該当するときは、墓所使用許可証を市長に提示しなければならない。

一 墓所の引渡を受けたとき。

二 埋骨及び改葬を行うとき。

三 工事等の臨時使用の許可を受けるとき。

(埋蔵等の届出)

第11条 墓所使用者が埋蔵及び改葬を行うときは埋蔵、改葬届(第9号様式)により市長に提出しなければならない。

(管 理)

第12条 霊園に管理人を置く。

2 霊園管理人は、福島市職員又は職員以外の者を委嘱し、管理にあたらせることができる。

(準用規定)

第13条 公園の管理については、この条例規則に定めるもののほか、福島市都市公園条例(昭和39年条例第64号)の規定を準用する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

福島市営墓地・墓所(霊園)の所在地

御山墓地

福島市大明神12-3

御山・岩谷管理事務所

024-535-1751

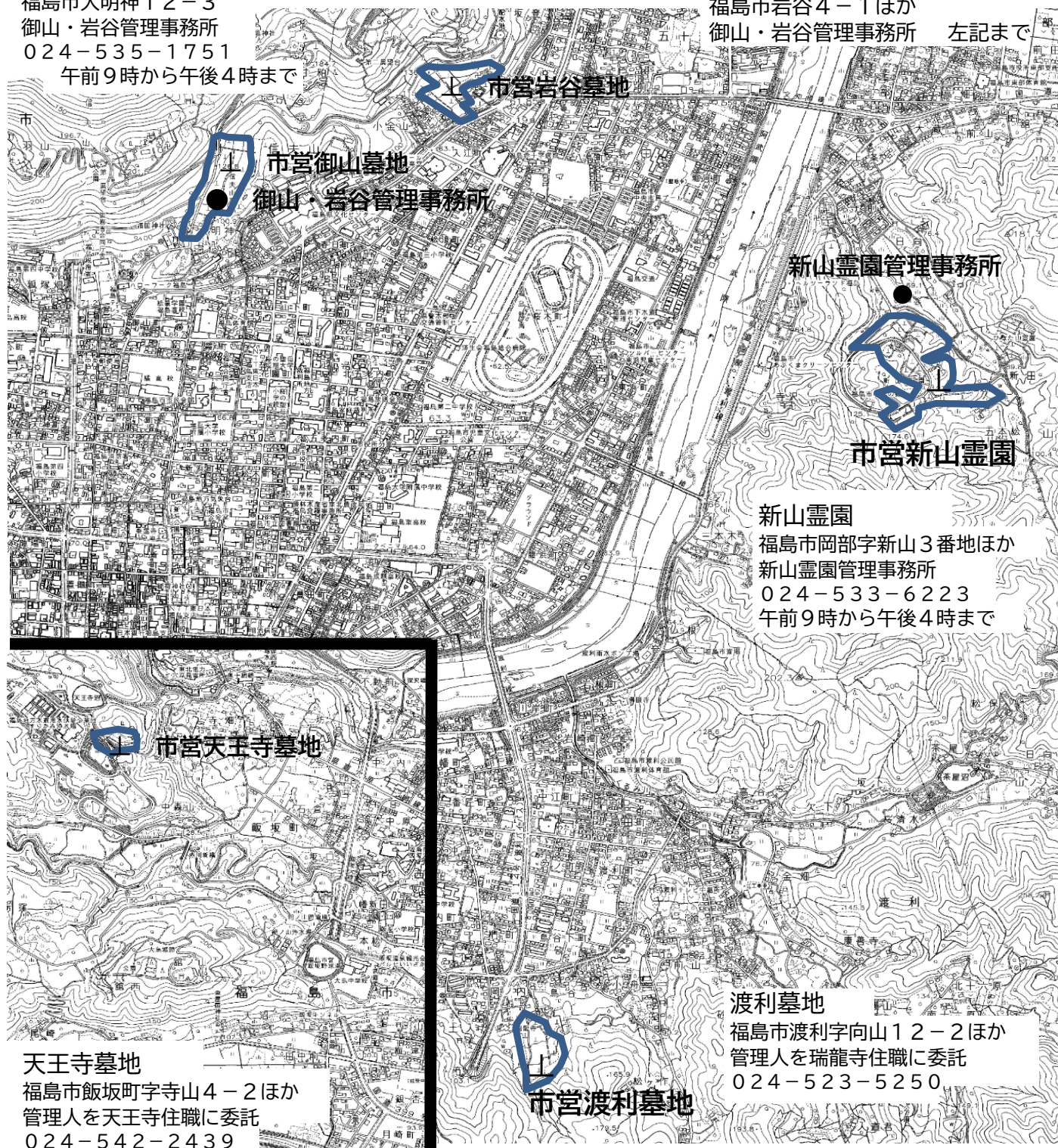
午前9時から午後4時まで

岩谷墓地

福島市岩谷4-1ほか

御山・岩谷管理事務所

左記まで



天王寺墓地

福島市飯坂町字寺山4-2ほか

管理人を天王寺住職に委託

024-542-2439

渡利墓地

福島市渡利字向山12-2ほか

管理人を瑞龍寺住職に委託

024-523-5250

この「申込のしおり」は、令和8年度の募集から使用開始（使用許可書の交付）までと、使用にあたっての注意事項をご案内していますので、申込後も大切に保管してください。

問い合わせ先

福島市 環境部 環境衛生課 環境衛生係（墓地募集）

電話番号 024-573-2557